

未発生期

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 関係機関との連携の下に情報収集に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び茨城県等関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、市民への継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画やマニュアルの策定を行い、必要に応じて見直していく。(健康づくり推進課)

(2) 体制の整備及び国、茨城県等との連携強化

ア 本市における取組体制を整備・強化するため、市対策本部の設置等初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定を進める。(健康づくり推進課、生活安全課)

イ 国、茨城県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換や連携体制の確認、訓練等を実施する。(健康づくり推進課)

(3) 職員への対応

職員本人又は家族が新型インフルエンザ等の患者か患者の濃厚接触者となった場合の出勤制限について検討する。(人事課、上下水道部総務課、消防本部総務課、教育委員会総務課)

2 情報収集・提供

(1) 情報収集

ア 国、茨城県等の関係機関を通じ、新型インフルエンザ等の対策に関する国内外

の情報を収集する。(健康づくり推進課)

イ 学校、保育園等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(学務課、子ども施設課)

(2) 継続的な情報提供

ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報媒体(市ホームページ、市報、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS等)を活用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(健康づくり推進課、広聴広報課)

イ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康づくり推進課)

(3) 体制整備

コミュニケーションの体制整備の事前準備として以下を行う。

ア 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にすること)や、広報媒体(市ホームページ、市報、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS、防災行政無線、広報車等)について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(健康づくり推進課、広聴広報課、生活安全課、財政部、都市建設部)

イ 一元的な情報提供を行うため、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するとともに、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。(健康づくり推進課、広聴広報課)

ウ 茨城県や関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。(健康づくり推進課)

エ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に速やかに応じるため、茨城県からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。(健康づくり推進課)

3 予防・まん延防止

(1) 個人における対策の普及

ア マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、呼吸器症状（咳・鼻汁等）があるときは、感染を拡げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（健康づくり推進課）

イ 新型インフルエンザ等緊急事態において、茨城県が要請する不要不急の外出の自粛要請等の感染対策についての理解促進を図る。（健康づくり推進課）

(2) 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策や新型インフルエンザ等緊急事態において、茨城県が行う施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。（健康づくり推進課、関係課所）

4 予防接種

(1) 特定接種

ア 国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に必要に応じて協力する。（健康づくり推進課）

イ 国の要請を受け、特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策を実施する本市職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（健康づくり推進課、人事課、関係機関）

(2) 住民接種

ア 国及び茨城県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するため集団接種及び個別接種の体制構築を図る。（健康づくり推進課、関係機関）

イ 円滑な接種の実施のために、国及び茨城県の支援を受けながら、あらかじめ近隣市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。（健康づくり推進課）

ウ 国による技術的な支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、速やかに住民接種をすることができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（健康づくり推進課、広聴広報課、学務課、関係機関）

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 業務計画等の策定

市内事業者に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を呼び掛けていく。(商工振興課、健康づくり推進課)

(2) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備

茨城県と連携し、地域感染期における在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(社会福祉課、健康づくり推進課)

(3) 火葬能力等の把握

茨城県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備しておく。(環境衛生課、健康づくり推進課)

(4) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材（マスク、使い捨て手袋、手指消毒液等）の備蓄を計画的に進める。(健康づくり推進課)

6 医療

(1) 地域医療体制の整備

ア 茨城県と連携を図るとともに、医師会、薬剤師会、歯科医師会、医療機関、薬局、消防等の関係者と密接に連絡をとり、本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。(健康づくり推進課、警防課、関係機関)

イ 地域の感染症指定医療機関の状況、入院病床の数など、地域の医療情報を茨城県及び医師会の協力を得て収集する。(健康づくり推進課、茨城県、関係機関)

ウ 国及び茨城県の動向を見ながら、新型インフルエンザ等発生時の医療体制を継続的に把握する。(健康づくり推進課、茨城県、関係機関)

(2) 地域感染期に備えた医療の確保

ア 茨城県及び医師会等関係機関と協力し、臨時的な医療施設を設置する場合についての検討を進める。(健康づくり推進課、茨城県、関係機関)

イ 休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の備蓄を計画的に進める。(健康づくり推進課、消防本部総務課)